

A 『記録便覧』 卷之廿六

「鐘樓」から（高田図書館 所蔵）

享和二年五月十五日

一時鐘刻限遅速有、別夜分も多く遅速有、  
 大切急度心附可申、尤夜ハツ七ツ時等ハ右鐘声ヲ以旅人致出立候事  
 も有之候得ハ旅人等難義ニ不及候様可致旨被仰付、吉田七兵衛呼出シ  
 其段申渡ス

享和二年（一八〇二年）五月十五日

一時之鐘刻限遅速有之、  
 別而夜分ハ多く遅速有之候間、  
 已来

大切ニ急度心附可申、  
 尤夜ハツ七ツ時等ハ右鐘声ヲ以旅人致出立候事

ニも有之候得ハ旅人等難義ニ不及候様可致旨被仰付、  
 吉田七兵衛呼出シ

其段申渡ス

時の鐘の刻限は遅かったり速かったりする。特に夜間は遅速が多いので、  
 今後は嚴重に気を付けるようにするべきである。何よりも夜の八ツ時（午  
 前2時前後）、七ツ時（午前4時前後）等は、それを告げる鐘の音を合図に、旅  
 人が出立することにもなっているのので、旅人等が（間違った時刻で）難義し  
 ないようにせよと仰せがあったことから、  
 吉田七兵衛を呼び出し、そのよ  
 うに申し渡した。